ー ビ ス X i サ 契 約 約 款 改 正 \mathcal{O} 部 「改正] [現行] 第1章~第14章 (略) 第1章~第14章 (略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表 料金 第1表 料金 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第3 通信料 第3 通信料 1 適用 基本使用料の適用 (略) (略) (8)の3 データ ア〜エ (略) 定額パックに係 オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し るデータ定額共 出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを 有 選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があっ

- 選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りでありません。

 カ オの規定にかかわらず、シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有代表回線
- <u>キ</u> オ<u>又はカ</u>の規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。

に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱います。

- ク (略)
- <u>ケ</u> データ定額共有の開始は、<u>オ又はカ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。

(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オ<u>又はカ</u>の規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i 、X i ユビキタス、F O M A 及び F O M A ユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。

(イ) (略)

コ〜サ (略)

シ サに規定する定額通信料については日割しません。

ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額バックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線 の変更があったときはこの限りでありません。

1 適用					
	基本使用料の適用				
(略)	(略)				
(8)の3 データ	ア〜エ(略)				
定額パックに係	オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し				
るデータ定額共	出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを				
有	選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があっ				
	た場合は、この限りでありません。				
	カ オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定				
額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。					
	丰 (略)				
	ク データ定額共有の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとしま				
	す。				
	ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。				
	(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オの規				
	定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及びF				
	OMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。				
	(イ) (略)				
	ケ〜コ(略)				
	サ コに規定する定額通信料については日割しません。				
	ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取				
	扱いに準ずるものとします。				
	シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに				
	係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額バックの選択があったとき				
	は、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があ				

った日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

の変更があったときはこの限りでありません。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線

セーテ (略) ツ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。 (ア)~ (イ) (略) (ウ) 夕の(ウ)、二の(ウ)又は又の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) ラ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共有の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共和の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのご、保管が共和の廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、その定が発生の原として係る対象が対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、共有代表回線に係る契約者は、その定義に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して関係を解されて、対象に対して、対象に対して、対象に対して、対象に対し、対象に対象に対象に対し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	いて、その廃止のあ 旨定していいただき 同回線群に属する
一か、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。 (ア)~(イ)(略) (ウ) 夕の(ウ)、二の(ウ)又は又の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) ラ ②の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	いて、その廃止のあ 旨定していいただき 同回線群に属する
た X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。	旨定していいただき 同回線群に属する
す。 (ア)~(イ)(略) (ウ) 夕の(ウ)、二の(ウ)又は丞の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) <u>プ</u> 少の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	可回線群に属する
(ア)~ (イ) (略) (ウ) タの(ウ)、二の(ウ)又は又の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) <u>テ</u> ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ (ア)~ (イ) (略) (ア)~ (イ) (略) (エ) (略) (エ) (略) (エ) (・略) (エ) (・略) (エ) (・略) (エ) (・略) (エ) (・略) (エ) (・大力・の(ウ)、ナの(ウ)、フは二の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (・大力・の(カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	
(ウ) 夕の(ウ)、二の(ウ)又は곳の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) 「ア ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ 「ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又は二の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (エ) (略) ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共和国線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	
(エ) (略) <u>テ</u> <u>ツ</u> の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	
<u>テ</u> <u>ツ</u> の規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	
ー ー 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ	
	係る契約者は、そ
┃	
のデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。 のデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決して	いただきます。
上 <u>ツ</u> の規定により廃止のあったXi又はXiユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日 テ チの規定により廃止のあったXi又はXiユビキタスが共有対象回線であるときは、そ	
を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2 を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料	金月から(8)の2
のウ又はオの規定により選択したシングルパック等を適用します。 のウ又はオの規定により選択したシングルパック等を適用します。	
ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ	-タ定額パックに係
係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。 る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。	
ナ アから <u>ト</u> の規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 ト アからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりと	します。
$oxed{-(\mathcal{P})\sim(\dot{\mathcal{P}})}$ (略) $oxed{(\mathcal{P})\sim(\dot{\mathcal{P}})}$ (略)	
ハーアからトの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。	こおりとします。
コープからトの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 コーアからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 コーアからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。	:おりとします。
(ア)~(ウ) (略)	
ネペノ (略) ヌペネ (略)	
(略) (略) (略)	
(8)の5 特定 ア 当社は、1の共有回線群 ((8) の3 に規定するものをいいます。) に係る特定 X i 等 (I P 通信	
X 等における 網サービス契約約款に定めるものをいい、特定 X 等に係る I P通信網契約の契約者回線の基本料の	
データ定額パック 料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下	
「に係る定額通 この欄において同じとします。)の数が2以上あるときは、2を超える特定Xi等の数1ごとに、次表に定め	
信料の月極割 る割引額をその特定Xi等に係る共有回線群のデータ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらく	
日 (光複数 パック及びシングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用します。	
<u>う」(元 後 数</u> <u>ハックス</u> のランカルペックを味さます。以下との欄において同じとします。)の足額通信料に適用します。 割)の適用	
割りの適用 にたり、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに にかる定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控	
<u>除した額を適用します。 </u>	
<u>区分</u> <u>割引額(月額)</u>	
<u>定額通信料</u> <u>300 円(税抜)</u>	
イ アの場合において、当社は同一料金月内に、特定 X i 等がアに規定する割引条件を満たさなくなったとき	
は、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内	
に特定Xi等に係るIP通信網契約の解除があったときは、この限りでありません。	
ウ 当社は、特定Xi等に係るIP通信網契約の契約者回線がIP通信網サービス契約約款に定める	
光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定 X i 等について、アに定め	
る2を超える特定 X i 等の数に含めないものとします。	

(略)	(略)
-----	-----

第2~第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2 - 4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS,及び <u>Telenor</u> <u>Maritime AS</u> 、AT&T Mobil ity LLC、Landssími Íslands hf.、Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	地域		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の原語モード又は 64kb/s デジタル通信モードこより国際アウトローミング 気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			・ローミングに係る電
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
リカ地方南・北アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地 方 ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2~第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner as、AT&T Mobil ity LLC、Landssími Íslands hf.、Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表~第6表 (略)

別表1~別表7 (略

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域			利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る 信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			ミングに係る電気通
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
リカ地方南・北アメ		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地 方 ア ジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マレーシア	Maxis Broadband Sdn. Bhd.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	<u>△</u> A	0
方	(略)	(暗答)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地	(略)	(暗答)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オセアニア地方方・コーロッパ地	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略名) (略名) (略名) (略名) (略名) (略名) (略名) (略名)

		(暗各)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	Vodafone West Limited	<u>5</u>	Ξ	<u>A</u> <u>◆ •</u> <u>I</u> I	<u>O</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マレーシア	Maxis Mobile Services Sdn Bhd	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(昭)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	-	0
方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Meteor Mobile Communications	6	1	А • П	<u>O</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>モナコ公国</u>	Monaco Telecom	<u>△ 5</u>	Ξ	△A △● △Ⅱ	Δ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(暗答)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)			

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	アイルランド	(明备)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		Meteor Mobile Communications	<u>△</u> 6	-	<u>△</u> A <u>△</u> • <u>△</u> II	Δ		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	サンマリノ共和国	<u>6</u>	=	А • П	0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)							

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタ ル通信モード	パケット通信モ ード	ショートメッセ ージ通信モー ド
船舶/航空機等	(略名)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telenor Maritime AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備老

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はシュートメッセージ通信モードとします。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ					
		通話モード	64kb/sデジタ ル通信モード	パケット通信モ ード	ショートメッセ ージ通信モー ド		
船舶/航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	Maritime Communications Partner as	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

備老

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を 利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 通話モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
南・北アメリカ 地方	(B各)
アジア地方	(略)
オセアニア地 方	(略)
3ーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン
	共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザリスタン 共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コンボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は 6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン 領北アフリカ (7)、スロパキア共和国 (7)、スロペニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime ASの利用は 6)、バチカン市国 (7)、バンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア 共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ヘルツェコピナ (7)、ボーランド共和国 (7)、ブルガリア 共和国 (7)、ボルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラピア共和国 (2)、マディラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7)、モンデネグロ (7)、ラトピア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)
アフリカ地方	(略)
2 (略)	

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 通話モードに係るもの

1 通話モードに係るもの					
区分	取 扱 地 域				
南・北アメリカ	(略)				
地方					
アジア地方	(略)				
+ b 7 = 7 th	/m/a \				
オセアニア地 方	(略)				
7					
	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン				
ヨーロッパ地方	共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共				
	和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)				
	(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン				
	共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国				
	(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コンボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー				
	(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7)ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、ス				
	ペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タ				
	ジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン				
	(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Maritime Communications Partner				
	asの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国				
	(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーラ				
	ンド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和				
	国(7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和				
	国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブ				
	ルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)				
アフリカ地方	(略)				

2 (略)

附 則 (平成 28 年 4 月 27 日経企第 115 号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に係る部分については、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。(経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	

F	0	М	Α	サ	_	ビ	ス	契	約	約	款	の	_	部	改	正
[改正]								[現行]								
第1章~第14章	第1章~第14章 (略)							第1章~第14章 (略)								
料金表	料金表						:	料金表								
通則 (略)									通則 (略)							
第1表 料金									第1表 料金							
第1~第2 (略)									第1~第2 ((略)						
第3通信料									第3通信料							
1 適用									1 適用							1
	1		基本使用	料の適用					基本使用料の適用							
(略)	(略)								(略)	(略	-,					
(7)の4 データ		-,							(7)の4 デ-		工 (略)					
通信モードの定							指定して当社に		通信モードの	.			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			を指定して当社に申し
額通信料に係							つせてデータMパッ		額通信料に							âわせてデータMパックを
るデータ定額共				し、その契約者	から、他のシン	グルパック等を	産選択する申出が	あっ	るデータ定額				。ただし、その契	2約者から、他の	シングルパック等	を選択する申出があっ
有		、この限りであり							有	Ţ	た場合は、この限り	でありません。				
							有を選択するとき									
	1の共有	引代表回線を指	定して当社に申	り出ていただき	ます。この場合	において、当社	性は、共有代表図	回線								

に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱います。 キ オ又はカの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデ - 夕定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 ク (略) ケ データ定額共有の開始は、オ又はカに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月か らとします。 ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。 (ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、二の 規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのXi、Xiコビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。 (イ) (略) コ〜サ (略) シ サに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使

ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結(当社が提供する電気通信サービ

スに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。) と同時にデータ定額パックの選択があっ

用料の取扱いに準ずるものとします。

カ オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定 額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。 キ (略) ク データ定額共有の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとしま ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。 (ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、ナの 規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのXi、Xiユビキタス、FOMA及び FOMAユビキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。 (イ) (略) ケ〜コ (略) サ コに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使 用料の取扱いに準ずるものとします。 シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結(当社が提供する電気通信サービ

スに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。) と同時にデータ定額パックの選択があっ

たときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選 たときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選 択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。 択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。 ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線 ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線 の変更があったときはこの限りでありません。 の変更があったときはこの限りでありません。 ス~タ (略) セ~テ (略) ツ 当社は、共有回線群に属する F O M A に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場 チ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合 合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止 のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止の あった FOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していい のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定してい いただきます。 ただきます。 (ア)~(イ) (略) (ア)~ (イ) (略) (ウ) タの(ウ)、二の(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又は二の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 (工) (略) (工) (略) テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ 共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そ のデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。 のデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。 ト ツの規定により廃止のあったFOMA又はFOMAユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止 テ チの規定により廃止のあったFOMA又はFOMAユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止 があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月か があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月か ら(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルパック等を適用します。 ら(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルパック等を適用します。 ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係 ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係 る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。 る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りでありません。 ナ ウからトの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 ト ウからテの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 (ア)~(ウ) (略) (ア)~(ウ) (略) ハ ウからトの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 ナーウからテの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 (ア)~(ウ) (略) (ア)~(ウ) (略) ウからトの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 二 ウからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。 (ア)~(ウ) (略) (ア)~(ウ) (略) ヌ~ネ (略) ネ〜ノ (略) (略) (略) (略) (略) (7)の7 特定 ア 当社は、1の共有回線群((7)の4に規定するものをいいます。)に係る特定Xi等(IP通信 X i 等における 網サービス契約約款に定めるものをいい、特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線の基本料の データ定額パック 料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以 に係る定額通 下この欄において同じとします。) の数が2以上あるときは、2を超える特定X i 等の数1ごとに、次表に 信料の月極割 定める割引額をその特定 X i 等に係る共有回線群のデータ定額パック ((7)の3に規定するものをい 引(光複数 い、らくらくパック及びシングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用 割)の適用 します。 ただし、その定額通信料が、(7)の5のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(7)の6 のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その 額を控除した額を適用します。 特定 X i 等の1契約ごとに 区分 割引額 (月額) 定額通信料 300円(税抜) イ アの場合において、当社は、同一料金月内に、特定 X i 等がアに規定する割引条件を満たさなくなった

	ときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金
	月内に特定Xi等に係るIP通信網契約の解除があったときはこの限りでありません。
	ウ 当社は、同一料金月内において、特定 X i 等に係る I P通信網契約の契約者回線が I P通信網サ
	-ビス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定
	X i 等について、アに定める2を超える特定X i 等の数に含めないものとします。
(略)	(略)

第4~第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2 – 4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ2	OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS,及び <u>Telenor</u> <u>Maritime AS</u> 、AT&T Mobil ity LLC、Landssími Íslands hf.、Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表~第7表 (略)

別表1~別表8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域事業		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード	
リカ地方 ポアメ	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	

第4~第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1~2-3 (略)

2 – 4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	区分	料金額
(略)	(略)	(略)
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl、AeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner as、AT&T Mobil ity LLC、Landssími Íslands hf.、Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表~第7表 (略)

別表1~別表8 (略

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域 事業者名		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話 モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ					
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード		
リカ地方は北アメ		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

						Т	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		インド					
	ア		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			Maxis Broadband Sdn. Bhd.	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	<u>△ A</u>	0
	方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方		インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			Vodafone West Limited	<u>5</u>	1	<u>A</u> ◆ ●	<u>O</u>
	ア		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ンア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			Maxis Mobile Services Sdn Bhd	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オセアニア地方	パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	ı	_	0
	方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			Meteor Mobile Communications	6	-	А • П	<u>0</u>
	= - = ×	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロッパ地方						
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		モナコ公国	Monaco Telecom	<u>△ 5</u>	I]	△A △● △Ⅱ	Δ
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アフリカ地方	(略)	(昭名)	(略)	(略)	(略)	(略)
•	(略)						
L	L (注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		Meteor Mobile Communications	<u>△</u> 6	1	<u>△</u> A <u>△</u> ● <u>△</u> II	Δ	
3 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	サンマリノ共和国	<u>6</u>	_	<u>А</u> • <u>п</u>	0		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(暗)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタ ル通信モード	パケット通信モ ード	ショートメッセ ージ通信モー ド
船舶/航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telenor Maritime AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略合)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタ ル通信モード	パケット通信モ ード	ショートメッセ ージ通信モー ド
船舶/航空機等	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Maritime Communications Partner as	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの 区分

	CT NC in lab
区分	取 扱 地 域
南・北アメリカ	(略)
地方	
アジア地方	(略)
オセアニア地	(略)
方	
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン
J-09/(46/)	共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共
	和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)
	(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン
	共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国
	(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー
	(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、ス
	ペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タ
	ジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン
	(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び <u>Telenor Maritime AS</u> の利用は6)、
	バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア
	共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国
	(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 た
	だし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、
	モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国
	(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)
- (mt)	
2 (略)	

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの					
区分	取 扱 地 域				
南・北アメリカ地方	(暗各)				
アジア地方	(略)				
オセアニア地 方	(略)				
3一口ッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カサリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コンボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ネウェーデン王国(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Maritime Communications Partner as の利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ボーランド共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マルタ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)				
アフリカ地方	(略)				

2 (略)

附 則 (平成 28 年 4 月 27 日経企第 115 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。ただし、この改正規定中、データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額 共有に係る部分については、平成28年4月7日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第719号(平成20年9月23日)の附則第3項を平成27年11月1日より次のように改めます。

				料金額(月額)
区	分	単	位	次の税抜額(かっこ内は
				税込額)
ケータイデータお預かり機能	プランB	1 契約ごとに		100円
	(ケータイあんしんパック)			

- 4 この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している i モードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランBに係るケータイデータお預かり機能の提供を受けている FOMAが、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供している i モードケータイデータお預かり機能の提供を受けている FOMAに移行したものとみなします。
- 6 前2項の規定によりプランBに係るケータイデータお預かり機能からiモードケータイデータお預かり機能に移行するときは、iモードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。
- 7 経企第 719号 (平成 20年9月23日)の附則第3項を次のように改めます。
- 3 削除

[改正] [現行] 第1章~第13章 (略) 第1章~第13章 (略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表 第1表 第1 接続装置使用料 第1 接続装置使用料 1 適用 1 適用 接続装置使用料の適用 接続装置使用料の適用 接続装置の種類 ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。 接続装置の種類 ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。 内 容 種 類 内 容 種 類 (略) (略) (略) (略) (コ) 第10種接続装置 (ボ 専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F (コ) 第10種接続装置(ボ 専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F イスミーティング) OMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電 イスミーティング) OMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電 話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通信(通話モードに 話サービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通信(通話モード、 よる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置する パケット通信モード又はデータ通信モードによる通信に限ります。) を同時 もの に行うことができるようにするために設置するもの (略) (略) (略) イ~コ (略) イ~コ (略) サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置、I P電話番号及びアクセス回線の数に応じて、2 サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、通信の伝送方式、I P電話番号、アクセス (料金額) のとおり料金を適用します。 回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。 シ~テ (略) シ~テ (略)

2 料金額

2-1~2-7 (略)

2-8 第10種接続装置に係るもの

1契約ごとに

				12,43000
区		Γ7. (Δ)		料 金 額 (月額)
		K	分	次の税抜額(かっこ内は税込額)
接続装置	基本額			8,300円(8,964円)
	加算額	(略)		(略)

2-9~2-13 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

	通信料の適用
(1) 通信時間等の測定等	第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)及び第10種接続装置に係る通信時間は、専用回線等に係る接続点とアクセス回線等との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、契約者又は着信者による端末設備の操作等により通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻(第39条(通信の条件等)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。)により測定します。
(略)	(略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1~2-7 (略)

2 - 8 第 10 種接続装置に係るもの

1契約ごとに

		D	Δ.	料 金 額 (月額)
		区分	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
接続装	音声通信用	lのもの		8,300円(8,964円)
データ通信用のもの		3,700円(3,996円)		
	加算額	(略)		(略)

2-9~2-13 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用

(1) 通信時間等の測定等	
(略)	(略)
(1)の5 第10種接続装 置に係るファクシミリ送信 に関する通信料の適用	第10種接続装置に係るファクシミリ送信に関する通信料は、通信頁単位で適用するものとし、その場合の「1 通信頁」とは、日本工業規格に定めるA4又はB4の紙面1枚をいいます。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 第10種接続装置に係るもの

(略)	(略)	

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28年4月27日経企第115号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第10種接続装置の提供に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 10 種接続装置に係るパケット通信モード及びデータ通信モードに係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
- (1) 接続装置使用料については、接続装置の数に応じて次表に定める額を適用します。

	区	⋺	料 金 額 (月額) 次の税抜額(かっこ内は税込額)	
接続装置	データ通信用のもの		3,700円(3,996	5円)

- (2) ファクシミリ送信に関する通信料については、1通信頁(日本工業規格に定めるA4又はB4の紙面1枚をいいます。)ごとに税抜額25円(税込額27円)を適用し、その通信頁数は当社の機器により測定します。
- (3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

2 料金額

2-1 (略)

2-2 第10種接続装置に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

(略)

2 - 2 - 2 ファクシミリ送信に係るもの

1通信頁ごとに 税抜額 25円 (税込額 27円)

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表 (略)

「改正] 「現行] 第1章~第15章 (略) 第1章~第15章 (略) 料金表 (略) 料金表 (略) 別表1~別表2 (略) 別表1~別表2 (略) 附 則 (平成 28 年 4 月 27 日経企第 115 号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとお りとします。 (その他) 3 経企第633号(平成27年6月24日)の附則第2項中「この改正規定実施の日から平成28年4月30日までの間 |を「この 改正規定実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間 に、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成 28 年 10 月 31 日ま での間に含まれる日であるとき |を「その契約者回線の提供開始日が平成29年1月31日までの間に含まれる日であるとき |にそれぞ れ改めます。 4 経企第633号(平成27年6月24日)の附則第3を次のように改めます。 3 前項に規定する表中の区分(2)の適用がある場合において、その I P通信網契約に係る特定 X i 等 (次の(1)又は(2)を満た すものに限ります。以下この附則において同じとします。) 又は特定 X i 等が属する共有回線群を構成する他の X i 若しくは F O MA(次の(1)又は(2)を満たすものに限ります。)に係る契約の締結(いずれも、当社が提供する電気通信サービスに係る契約 の解除と同時に新たに締結したFOMA契約又はXi契約に係るものを除きます。) があった日を含む暦月の翌月の末日までの 間に、そのIP通信網契約(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにIP通信網契約を締結する場 合及び特定FTTH事業者の契約約款に規定するIP通信網サービスの転用を利用して当社とIP通信網契約を締結する場 合を除きます。以下この附則において同じとします。) の締結があったこと又はその I P 通信網に係る契約の締結があった日を含む暦 月の翌月の末日までの間に、その I P 通信網契約に係る特定 X i 等の契約の締結(いずれも、当社が提供する電気通信サービ スに係る契約の解除と同時に新たに締結したFOMA契約又はXi契約に係るものを除きます。)があったことを当社が確認したと きは、対象工事費の支払いを要しません。 (1) 総合利用プランを選択していること。 (2) 当社が指定する端末設備の購入と同時にデータ専用プランを選択していること。 5 経企第 1665号 (平成 27年2月) の附則第3条中「この改正規定実施の日から平成28年5月31日までの間」を「この改 正規定実施の日から当社が定める日までの間」に改めます。